

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
散水車	<p>散水作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 散水作業に用いる水を収納する密閉されたタンク状の物品積載設備を有すること。 2 1の物品積載設備には、水を積み込むための適当な大きさの投入口を有し、かつ、当該物品積載設備の水を走行中に散水することができるノズル等の装置を車体に有すること。 3 2の設備を作動させるための操作装置を運転者席等に有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 • 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照